

## 八十二長野自動送金サービス規定

### 1. (送金指定項目の届出)

自動送金サービスのお取扱いにあたっては、あらかじめお受取人様、期間、送金月、送金日、送金額等をご指定のうえ当行へお届けください。当行は、指定された日に指定金額を口座振替の方法によりご依頼人様の預金口座から引落しのうえお受取人様預金口座へ送金いたします。この場合、預金引落通知または振込領収書等の送付は省略させていただきます。

### 2. (手数料)

このお取扱いにあたっては、申込時に申込手数料のほか、送金の都度当行所定の振込手数料および取扱手数料をいただきます。

また、届出内容の変更時に当行所定の変更手数料をいただきます。

### 3. (送金日)

送金日が銀行休業日の場合は、指定の営業日に送金いたします。

また、指定送金月に該当する送金日がない場合は、その月の末日に送金いたします。

なお、当該末日が銀行休業日の場合は、指定の営業日に送金いたします。

### 4. (送金額)

送金額は、原則として毎月一定金額といたします。ただし、ボーナス月など年2回一定額を加算することが出来ます。この場合、指定月、指定金額は毎年一定といたします。

### 5. (当座小切手の振出しまたは預金通帳・払戻請求書の提出の省略)

指定預金口座からの引落しについては、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、当座小切手の振出しまたは普通預金通帳・払戻請求書の提出は必要とせず、当行所定の方法により手続きいたします。

なお、前記2. の手数料についても同様の方法により手続きいたします。

### 6. (指定預金口座の残高不足時の処理)

指定預金口座の残高が送金日（午前9時～午後3時）において送金額および手数料金額の合計額に満たない場合は、特に通知せずにその月の送金は取止めいたします。

### 7. (送金の取止め・変更など)

送金を取止める場合、または送金内容を変更する場合は送金日の前営業日までに当行所定の手続きをお取りください。

### 8. (解約)

(1) この契約は、送金期間の満了をもって自動的に解約いたします。

(2) 指定預金口座が解約された場合は、この契約は自動的に解約されたものとして処理いたします。

(3) この契約は、当行が必要と認めた場合はいつでも解約できるものといたします。

なお、これらの場合、解約通知は省略させていただきます。

9. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上